

前橋市国民健康保険一部負担金減免徴収猶予実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市国民健康保険規則（昭和36年前橋市規則第14号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき市長が行う国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減免及び徴収猶予について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準額 生活保護法第11条第1項1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯主等の需要の額の合計額（以下「生保基準額」という。）に1000分の1155を乗じて得た額をいう。

(申請)

第3条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする世帯主は、診療前に国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、その理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、急患その他緊急やむを得ない特別の理由があり、診療前に申請書の提出ができない場合は、申請書を提出できるようになった時点で、ただちにこれを提出しなければならない。

2 前項の書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収入申告書又は給与証明書
- (2) 医師の意見書
- (3) 資産保有状況届出書
- (4) 火災証明書、盗難証明書、破産証明書、雇用保険受給証書等の写し、身体障害者手帳の写しその他の市長が必要と認める書類

(審査)

第4条 市長は、前条の申請書及び書類を受理したときは、その内容が事実と相違ないかどうかを調査するものとする。この場合において、必要と認める場合は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の規定に基づき、世帯主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることができる。

2 世帯主が非協力的又は消極的であって事実の確認が困難である場合は、申請を却下することができる。

3 市長は、前項の規定により申請を却下したときは、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請却下通知書（様式第1号）により世帯主に通知するものとする。

(認定)

第5条 規則第4条の規定による生活困難の認定は、入院療養を受ける場合は世帯主及

び当該世帯に属する被保険者全員の、入院療養以外の場合は当該世帯に属するもの全員（被保険者でないものも含む。）の実収入月額と生保基準額及び一部負担金所要見込額を算定して認定を行うものとする。

- 2 前項の認定は、当該世帯の過去3月の実収入月額の平均（以下「平均実収入月額」）が「生保基準額×100分の120」（以下「減額対象基準生活費」という。）以下の世帯で、かつ、当該世帯の預貯金が基準額の3月以下である世帯を減免対象世帯とする。

（減免の決定）

第6条 免除又は減額は、原則として次により行うものとする。

区分	基準		減免割合
減免	(1) 平均実収入月額が基準額以下の世帯		100 分の 100
	(2) 平均実収入月額が基準額を超え、減額対象基準生活費以下の世帯。	ア 減額割合が8割を超える場合	
		イ 減額割合が6割を超え8割以下となる場合	100 分の 80
		ウ 減額割合が4割を超え6割以下となる場合	100 分の 60
		エ 減額割合が2割を超え4割以下となる場合	100 分の 40
		オ 減額割合が2割以下となる場合	100 分の 20
徴収猶予	(3) 前2号のいずれにも該当しない場合で市長が必要と認めるとき。ただし、徴収猶予開始月から6月の範囲内において一部負担金を一時に納付できる見込みのある者でなければならない。		

この表において「減額割合」は次のとおりとする。

- ・ 平均実収入月額 － 基準額 ＝ 一部負担金充当可能額
- ・ 一部負担金所要見込額 － 一部負担金充当可能額 ＝ 一部負担金不足額
- ・ 一部負担金不足額 ÷ 一部負担金所要見込額 ＝ 一部負担金減額割合

（減免又は徴収猶予の対象となる診療期間）

第7条 免除の期間は、傷病の療養見込期間とする。ただし、原則として3月を超えることはできない。

- 2 減額についても免除に準ずるが、減額割合の認定を考慮して定める。
- 3 徴収猶予の期間は、6月以内とし、傷病等の療養見込期間と医療費等を比較し決定する。
- 4 承認期間を超えてもなお減免が必要なときは、新たに申請するものとし、3月を限度に延長することができる。この場合において、期間満了前少なくとも1週間前までに申請しなければならない。

（減免又は徴収猶予の証明書の発行等）

第8条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の承認又は不承認の決定を行ったときは、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）承認、不承認通知書を作成する。

- 2 減額、免除又は徴収猶予の決定区分により承認した者については、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）証明書を申請者に交付する。
- 3 徴収猶予の決定をした場合は、証明書の発行と引換に当該申請者は、徴収猶予金額、納入年月日、履行の誓約等を記載した「誓約書」に署名捺印し、これを市長に提出し

なければならない。

- 4 第2項の証明書は、減免については1月ごとに作成し発行する。
- 5 市長は、一部負担金の減免の決定を行ったときは証明書の発行の都度、また、徴収猶予したときは2月ごとに収入状況に関する申告書（給与証明書、収入申告書）の提出を求め、当該世帯の生活状況の把握に努めることとする。
- 6 減免又は徴収猶予を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、第2項の証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（減免又は徴収猶予の取消し）

第9条 市長は、規則第5条第1項又は第2項の規定により、一部負担金の減免又は徴収猶予の取消しを行う必要があると認めるときは、あらかじめ当該世帯主から事情を聴取するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和2年9月30日までの間において、第2条第3号中「1000分の1115」とあるのは、「870分の990」とする。